

中小受託取引適正化法 (下請法改正法) の概要

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

課長補佐

田中裕可 Yuka Tanaka

課長補佐

片木浩介 Kosuke Katagi

係長

堤 達郎 Tatsuro Tsutsumi

係長

岡田 花 Hana Okada

係長

金濱 裕 Yu Kanehama

I はじめに

令和7年5月16日、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」(令和7年法律第41号。以下「本改正法」という。)が成立した。

我が国の雇用の7割を占める中小企業が物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするためにはサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させることが必要不可欠である。本改正法は、「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)及び「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)について、事業者間の対等な関係を推進して中小企業の取引の適正化を図るための措置を講じるものである。

本稿では、下請代金支払遅延等防止法の改正の概要について説明する。なお、意見にわたる部分は筆者らの個人的見解である。

また、本稿では、本改正法による改正の前後を区別する場合は「旧法」又は「新法」と、改正の前後を区別しない場合は「本法」ということとする。

II 改正に至る経緯

1 改正案の提出に至る経緯

ここ数年の物価上昇を受け、政府は、「パートナースhipによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月27日)を策定した上で、価格交渉促進月間の継続的な推進や取引実態の把握、課題のみられる事業者名の公表、さらには、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日)の策定やフォローアップなど、価格転嫁が行われる取引環境の整備に取り組んできた。

こうした取組を背景として令和6年の春季労使交渉では、平均賃上げ率は33年振りの5%台となった。また、公正取引委員会や中小企業庁の調査においても、原材料価格やエネルギーコストのみならず、労務費についても、徐々にではあるが転嫁が進みつつあり、我が国の経済は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」に移行する重要な局面にある。

他方で、公正取引委員会が令和5年度に実施した特別調査の結果、サプライチェーンの取引段階を遡り、二次、三次と階層が深くなるにつれて価格転嫁が滞っていることなどが判明しており、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていく